

喜多方市教育大綱について

1 現教育大綱について

喜多方市教育大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成 28 年 3 月に策定しています。現教育大綱は、現在の喜多方市総合計画を踏まえた内容としており、期間についても総合計画の終期と合わせ平成 28 年度末までとしていることから、平成 29 年度に向け、新たな教育大綱を定める必要があります。

2 新教育大綱の方針

平成 29 年度からは、喜多方市教育振興基本計画（案）に掲げられている基本理念と基本目標を、喜多方市教育大綱として位置付けることとしたい。

喜多方市教育振興基本計画（案）は、新総合計画と整合性を図りながら策定しているところであり、本市の教育を振興するための基本的な方針を定めるものです。

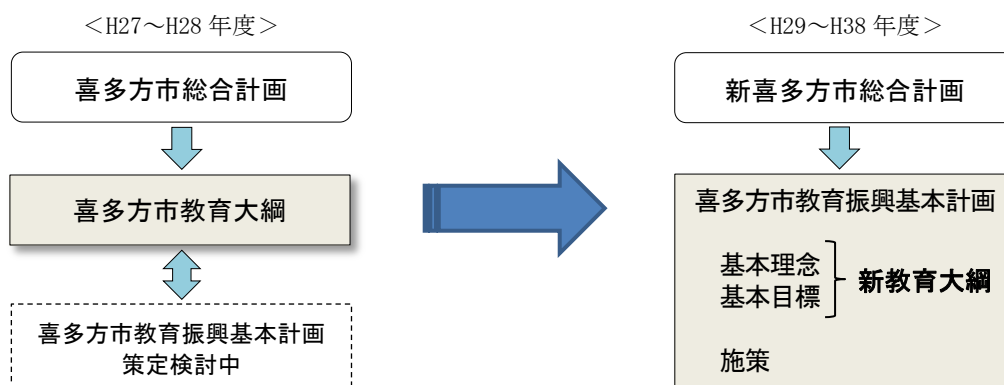
【根拠】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

新教育大綱の期間については、喜多方市教育振興基本計画（案）との整合から、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を基本としますが、社会情勢の変化等による総合計画や教育振興基本計画の見直しに合わせ、教育大綱についても柔軟に見直しを行うものとします。

（教育大綱の位置付けイメージ）



3 新教育大綱及び教育振興基本計画について

別紙参照。